

令和 6 年 12 月 10 日

請求人

(略)

瀬戸内市監査委員 小野 和倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

瀬戸内市職員措置請求書について（通知）

令和 6 年 11 月 27 日付けで提出され、同日付けで受け付けた瀬戸内市職員措置請求書(以下「請求書」という。)については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

公有財産の管理には、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為である「財産管理」と、行政目的を実現するために支障のない状態に維持する行政上の管理行為である「公物管理」があります。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られており、非財務会計行為上の行為は住民監査請求の対象とはなりません。

住民監査請求の対象となる「財産の管理」とは、「公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為」（最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決）とされており、公有財産を一定の公の目的を実現するために支障のない状態に維持する一般行政行為である「公物管理行為」は、住民監査請求の対象となる「財産管理行為」には該当しません。

「財産管理行為」の例示としては、公有財産である市道が違法放置物等により占拠されている場合に、その所有権の完全性を回復するために違法放置物等を撤去することなどがあげられ

ます。また、「公物管理行為」の例示としては、公有財産である市道予定地を道路状の形状にすることにより、道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るといった、行政上の行為があげられます。

請求人は請求書において、「環境美化」活動は、瀬戸内市の財産である〇〇保育園の園庭について、本来は市が管理すべきものであるにも関わらずそれを怠り、その負担を保護者に転嫁し、作業を割り当て」とし、また、「具体的には、人工芝下にたまった砂の掃き掃除、草抜き、砂場の掘り返し、土嚢作りといった園庭の維持管理作業」としていることから、請求人が本件請求書において主張する監査請求対象行為は、瀬戸内市が市の財産である保育園園庭の維持管理を怠っていることであると解されます。

しかし、請求人が主張する保育園園庭の維持管理作業は、保育行政の円滑な遂行・実現を図るためになされている「公物管理行為」であって、住民監査請求の対象となる公有財産の財産的価値に着目してなされる「財産管理行為」には該当せず、住民監査請求の対象にはなりません。

また、住民監査請求においては、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない（最高裁判所平成6年9月8日判決）とされており、職員等の行為又は怠る事実の結果、瀬戸内市に具体的損害が発生していなければならないものであり、細部に至るまでの具体性はともかく、少なくとも、その損害額について一定の合理性に基づく算定根拠の明示は必要であるとされています。

請求人は請求書において、保育園園庭の維持管理作業中に仮に事故等が発生した場合、保育園や管理者である瀬戸内市が損害賠償を支払わなければならない可能性を示唆されており、また、本件請求結果による住民訴訟が提起された場合、瀬戸内市のイメージダウンは避けられず、そのリスクが瀬戸内市にとって損害になると主張されていますが、現時点において、瀬戸内市に財務会計上の具体的な損害が発生しているとはいえず、具体的な損害額も示していません。

以上のことから、本件請求については、住民監査請求の対象となる財産管理行為には該当せず、また、瀬戸内市に財務会計上の具体的な損害が発生しているとはいえず、具体的な損害額も示していないことから、法第242条第1項の要件を満たしていないと認められるため、監査委員の合議により、これを却下し、監査を行わないことと決定しました。

以上